第二十条第一項中「及び武生支局」を「、武生支局及び小浜支局」に改める。

第二十三条第一項中「竹原支局」の下に「、尾道支局」を加え、「及び海田出張所」を「、海田出張所及び三原出張所」に改める。

第二十八条第一項中「飯塚支局」の下に「、柳川支局」を加え、同条第四項を削る。

第三十二条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第三十六条の次に次の一条を加える。

第三十六条の二　山形地方法務局鶴岡支局及び酒田支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）は、山形地方法務局で取り扱わせる。

第三十八条第一項中「本荘支局」を「能代支局、大館支局、本荘支局」に改める。

第四十条中「岩見沢支局」の下に「、苫小牧支局」を、「倶知安支局」の下に「、日高支局」を加える。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表さいたまの項中

さいたま	六
大宮	二

を

さいたま	八

に改める。

別表福岡の項中

吉井	一

を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

埼玉県の内 さいたま市の内	さいたま市の内 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区
川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市	

別表第一大宮人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

埼玉県の内 さいたま市の内	さいたま市の内 西区、北区、大宮区、見沼区
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、北足立郡	

別表第一越谷人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

埼玉県の内 さいたま市の内	岩槻区
春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市	
南埼玉郡の内	宮代町
北葛飾郡	

別表第一吉井人権擁護委員協議会の項を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年一月十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中登記事務委任規則第四条第一項、第二十条第一項及び第四十条の改正規定　平成二十三年一月二十四日

二　第一条中別表福岡法務局の部の改正規定、第二条中登記事務委任規則第二条第二項及び第十八条第一項の改正規定、第二十八条の改正規定（同条第四項を削る部分に限る。）並びに第三十六条の次に一条を加える改正規定、第三条中別表福岡の項の改正規定並びに第四条中別表第一吉井人権擁護委員協議会の項の改正規定　平成二十三年一月三十一日

○法務省令第四十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十四日　　法務大臣　仙谷　由人

第一条　法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令

次のように改正する。

別表広島法務局の部竹原支局の款を削り、同部東広島支局の款同支局の項管轄区域欄中「東広島市」を「竹原市　東広島市　豊田郡」に改める。

第二条　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「、竹原支局」を削る。

第三条　公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表広島の項中

東広島	一

を

東広島	二

に改め、

竹原	一

を削る。

第四条　人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「東広島人権擁護委員協議会」を「東広島竹原人権擁護委員協議会」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年一月三十一日から施行する。

告　示

○消費者庁告示第十号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十二年十二月二十四日

消費者庁長官　福嶋　浩彦

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5階	平成二十二年十二月二十四日